

栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議

平成29年7月10日（月）

熊倉計画官：それでは定刻より少し前ですが、皆様おそろいでございますので、これより栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議を開催いたします。本日事務局を務めさせていただきます、環境省廃棄物・リサイクル対策部の熊倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しい中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして、伊藤環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

伊藤副大臣：あらためまして、皆様、こんばんは。本日は大変ご多用の中、こうして栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関します市町長会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。指定廃棄物に関しましては、国がもとより責任をもってしっかり処理してまいる所存でございます。長期管理施設を整備する政策に変わりはございません。塩谷町様に対しましては引き続き粘り強く詳細調査をお願いしてまいる所存でございます。しかし、地元の理解が得られず、一時保管が長期にわたり続いているのも現状でございます。保管していただいている自治体の皆様方、事業者ならびに県民の方々に長くご負担をお掛けしていることにつきまして、まずお詫びを申し上げたいと存じます。また栃木県におかれましては、福田知事のリーダーシップの下、指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。さて、本日の会議は、昨年10月の市町村長会議におきまして、放射能濃度の再測定結果のご報告に合わせて、保管農家等の負担軽減の対策を講じたい旨提案をさせていただいたところでございます。これを受けまして、環境省において保管農家の方々の意向確認を行わせていただいた上で、できるだけ早く持って行ってほしいとの回答が約8割を占めたことについて公表をさせていただきました。このように、指定廃棄物の保管者の中でも、とりわけ農家の負担が特に大きく、早急に負担軽減が必要であると認識をいたしたところでございます。このため、今回は指定廃棄物を現に保管をしていただいている農家がおありの自治体の皆様方に絞らせていただきまして、市町長の皆様にお集まりをいただき、保管農家の負担軽減策についてご議論をいただきたいと考えている次第でございます。指定廃棄物の処理につきましては、ご地元のご理解、ご協力が不可欠でございます。環境省といたしましては、栃木県および市町の皆様方のご意向を十分尊重をさせていただきながら、指定廃棄物を安全に処理させていただくため、引き続き全力を尽くして着実に前進できるよう取り組んでまいりたい所存でございます。本日はどうぞよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

熊倉計画官：続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：本日はお忙しい中、農業系保管 6 市町長においでをいただきました。お忙しいところ誠にありがとうございます。また、伊藤環境副大臣、井林大臣政務官、他環境省の皆様方にも、お暑い中栃木にお出掛けをいただきましたことを御礼を申し上げます。本県の指定廃棄物につきましては、既にご案内のとおり、県内 160 カ所に一時保管されております。自然災害による飛散、流出リスクや、農家や事業者の皆様方の長期間の保管による負担を考えますと、1 日も早く安全に処理する必要があります。私はかねてから、保管者負担は重く、特に農家の方が保管しているものから優先的に対応すべきであると申し上げてまいりました。環境省におきましては昨年、負担軽減策を講じる方針を示し、個別に関係市町と協議を行ってきたところであり、県としても、国と市、町の間に入りまして、調整に努めてまいりました。本日は協議結果を受けて、保管農家の負担軽減策および今後の進め方について環境省から説明がありますので、お聞き取りの上ご提案やご意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

熊倉計画官：ありがとうございました。本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿をお付けしておりますので、恐縮でございますがこちらでご確認をお願いいたします。それから配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、出席者名簿、それから資料 1 として、栃木県における一時保管者（農家）の意向確認結果について、資料 2 といたしまして、栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について（案）、参考資料として、現在の一時保管者の状況をお付けしてございます。また本日の会議の議事録は、後日環境省のホームページにおいて公表する予定でございますのでご承知おきください。また、本日の会議はマスコミの方々も同席可能としております。また会議中の撮影も可能としておりますが、あらかじめ決められた位置から撮影いただくようお願いいたします。本日の会議は概ね 19 時までには終了予定でございます。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。これからの進行は井林環境大臣政務官が務めさせていただきます。政務官、よろしくお願いいたします。

井林政務官：環境大臣政務官を拝命しております井林でございます。本日は会議の司会を務めさせていただきます。皆様方の気持ちをしっかり受け止め、誠心誠意行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきますので、座って失礼をさせていただきます。本日の議題は、栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策についてであります。まず資料を用いてご説明を申し上げます。説明は事務方の熊倉よりご説明を申し上げます。

熊倉計画官：それでは私のほうから資料のご説明をさせていただきます。座って恐縮でございます。最初に資料 1 でございます。保管者、農家の意向確認結果についてでございます。

す。冒頭副大臣からご説明がありましたように、昨年 10 月の市町村長会議におきまして、まずは保管農家さんの負担を軽減することを検討したいということをご提案申し上げます。これを受けまして、実際に農家の方々がどのようなご意向であるかあらためて確認をしようということで、環境省の職員が各市町さんを訪問させていただいてご意向を確認した結果でございます。今年既に 3 月に公表済みでございますが、あらためて簡単にご紹介申し上げます。目的は今申し上げたとおりでございます、意向確認の方法ということで、稲わら、牧草、堆肥を一時保管している農家の方、個別に訪問を実施してございます。総勢 124 名の方を対象としつつ、実際確認できましたのは 111 名の農家の方でございます。ご意見多岐にわたりますけれども、概ねまとめますと、早く持って行ってほしい、ないしは仕方がないがなるべく早く持って行ってほしいというご回答が全体の 8 割を占める結果となりました。想定されていたこととはいえ、あらためて農家の方のご苦労というのを肌身に感じた結果だったと考えてございます。これを受けまして、具体的な負担軽減策について資料 2 でございますが、環境省のほうでたたき台を作成いたしました。本日はこれについてご議論いただければと思っております。最初の〇でございますけれども、国が長期管理施設を県内 1 カ所に整備する方針は堅持、指定廃棄物は最終的には国で責任をもって処理をします。これは冒頭副大臣が申し上げましたように、これまでの、国が最終処理を責任をもって行うというところは全く変わっていないということでございます。現在詳細調査の実施に向けて塩谷町さんのほうに働きかけを行っておりますが、引き続きこの点についても努力をしてみたいと、そう考えてございます。しかし一方で、この施設の整備に相当の期間を要すると見込まれます。それまでの間は各市町での保管を引き続きお願いすることになりますが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物につきましては、可能な限り速やかに、中間処理による減容化ないしは集約化等を行うことによって、保管の負担の軽減を図りたいという考えでございます。具体的には、保管農家がある市町の単位、ないしはごみ処理でいう広域処理組合単位で、地元のご意向というのを踏まえまして、1 カ所または数カ所の暫定的な保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を必要に応じて減容化した上で集約するという考えでございます。これによって、個人が保管している状況を解消する、これをまず目指したいと考えてございます。次の下の明朝体のポチの部分でございます。まず集約の在り方。そもそもどういう集約をするのか、しないのか。それから暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、市町のご提案に基づいて、環境省、県、市町との間でしっかり協議し、連携して対応するという考えでございます。それから減容化と申し上げましたが、その方法としては焼却が一番望ましいと環境省では考えています。減容化率が最も高く、処理した後の性状がすごく安定しているということで、焼却が最も望ましいと考えておりますが、これもなかなかいろいろ課題がございますので、市町のご意向によって、例えば乾燥圧縮等の方法も採り得るという考えでございます。それから、集約先の暫定保管場

所におきまして、市町のご意向を踏まえ必要があるということであれば、現在の一時保管場所以上に安全性が確保されるような保管強化措置を講じることも考えてございます。これは例えばコンクリート建屋、コンクリートボックスでより厳重に管理をするというようなことを想定してございます。いずれも処理は指定廃棄物の処理でございます。従って、国の責任を十分に果たしていく所存でございます。具体的には減容化、集約化に要する経費は全額国費を充てさせていただきますし、今後地元へのご説明に際し、安全性に係る技術的説明を国が前面に立ってしっかり行ってまいり所存でございます。最後のポチですが、繰り返しですけれども、これらはあくまで暫定的な保管でございます。将来的には国が県内 1 カ所に整備する長期管理施設へ搬出する。この方針に変更はございません。それから※印でございます。現在指定廃棄物の他に、基準値 8,000 ベクレル/kg を下回る廃棄物もまだお持ちの地域がございます。また、除染をした結果発生した除染廃棄物を大量にお持ちのところもございます。これらは法律上は市町村処理でございますけれども、今回の指定廃棄物の減容化、集約化に合わせて一緒に行うという場合においては、全体を合わせて国費で支援する仕組みというものを前向きに検討したいと考えてございます。以上は農業系のお話でございますが、それ以外について最後の※印に記述をしております。長期管理施設へ搬出することになりますが、それまでの間は国の責任で、一時保管場所の維持管理、引き続き万全を期してまいります。また基準値以下となったもので、指定解除して通常の廃棄物の処理ができるというものについては、その処理を行って保管量の減量化できるところはやっていくと、そういう考え方でございます。最後のページは参考資料でございますが、今日お集まりの 6 市町は、いずれも保管農家さんがいらっしゃって、長く保管を続けていただいております。那須塩原市さん、那須町さんが特に農家が多いところでございますので、いろいろご苦勞、ご面倒をおかけすることになるかもしれませんが、ぜひご議論とご検討をお願いしたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。

井林政務官：それでは環境省から説明させていただきました。保管農家の負担軽減策につきまして、ご意見、ご質問のある方がいらっしゃればお願い申し上げたいと思います。またできましたら挙手をしていただきまして、ご指名をさせていただいてからのご発言ということでお願い申し上げたいというふうに思います。ご意見、ご質問等ございます市長町長の方がいらっしゃれば、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしいですか。高久町長。

那須町長：それでは、どなたも口火を切らないようでございますので、私のほうから伺いたいこともあったり、ご意見を申し上げたいなというふうに思っております。まず今回、昨年の廃棄物の再測定、農業系の指定廃棄物の再測定に合わせまして、農家のアンケート

ト、意向ということで今発表がございましたように、概ね農家の皆さんは早く持ってほしい。これは当たり前のことだろうというふうに思っております。非常に厄介なものが庭先にあったり、耕地の近くにあるということですから、もうこれはいち早く処理してほしいというのは農家の切実な思いだというふうに思っております。ただ、しかし一部には現状でもやむを得ないだろうというふうに認識している農家もいるということで、本音を言えばこういった形で、半分、少しやむを得ないだろうというふうに思っている方が相当いるんだろうというふうに思っております。と申しますのは、那須町では今、今回の放射能事故に伴いまして、県内唯一ホールボディカウンタというので内部被ばくというものを測定しております。町民は誰がやっても無料でかかれるわけですが、設置をしておくんですけれども、なかなか本音では受けに来る方は少ないということで、小中学生等につきましては2年に一度強制的にホールボディカウンタを受けさせるということで、ホールボディカウンタによる内部被ばくというものを実施しているというのをやっているということがございます。それともう一点、那須町はやはり町民を対象といたしまして、甲状腺のエコー検査、それと尿と母乳の検査、これをやはり無料でやっております。アンケートを採ります。一部内輪の話ですけれども、それを行政が指導して、強制的にすべきだというような指摘もあるものですから、アンケートを採るとやはり不安だというのが圧倒的に。しかしじゃあ、それで受けに来るのかということ受けに来ないというふうなことがありまして、アンケートを採ればこういう結果になるんだろうというふうに思って。そんな中で、今農家の皆様方に1つ矛盾が私のところにも声が届いているんですが、この指定廃棄物をやむなく保管しているところで、矛盾といいますか国に対する少し疑念を持っているというのは、保管をさせられているにもかかわらず、それに対する契約もなければ、その場所に対する補償もないということで。それは農家にとってみれば、そうなればもう単なる厄介ものでしかないということでありますから、いち早く持ってほしいということなんだろうというふうに思っております。やはり過去にさかのぼって、1つは指定廃棄物ですから、それを保管している農家に対しての補償というものすべきだというふうに思っています。それと、町内に集約すべきであろうというようなことがございますけれども、もちろんそういう形で安全を確保するということが望ましいわけですが、これも今随分原発事故から経過いたしまして、住民の人たちも放射能に対する正しい知識といいますか、そういったものもできてはきましたけれども、やはり最終的に放射能に対する不安というものを持っているもんですから、これは簡単にはいかないというふうに思っています。事例を申し上げますと、那須町では焼却飛灰というものがございまして、これは8,000ベクレル/kg以下だったわけですが、これを大田原市と那須町で焼却したものの飛灰を、預かるところ、置くところがないということで、那須町で預かったんです。それはきちんとした形で飛灰を預かろうということで、コンクリートブロックの中に閉じ込めておきました。そのときに、やはり地域の住民の理解を得るた

めに、期間を決めてコンクリートブロックの中に入れたんです。その後、8,000 ベクレル/kg 以下についての了解が得たということと、最終処分場に処理をしてもいいというようなことになりましたので、今はそれがなくなったんです。でも、いまだにそのコンクリートブロックに対する補償はされていないんですけれども、それは話が別ですけれども、じゃあそのコンクリートブロックで受け入れた、8,000 ベクレル/kg 以下の飛灰を受け入れた地域に、それとなく指定廃棄物の町内 1 カ所での保管に関してどう考えているかというのを、実はその集落でこの間少し打診してみました。一斉に反対であります。ということになりますと、やはり簡単に、濃度も下がったとか、減容化すれば町で責任をもって、町で責任ということはありませんけれども、どこか 1 カ所に集約できるであろうというのはまだまだ少し早い、判断がちょっと早い時期ではないかなというふうに思っています。

井林政務官：事務局のほうからお願いします。

熊倉計画官：ありがとうございます。幾つかご指摘いただきました。1 点目、保管農家さんの意向確認結果についてでございますけれども、確かに諦めムードというのも一部ありまして、本当に仕方がないというような雰囲気も感じたところはございます。ただそれはわれわれ行政としては甘えてはいけなくて、そういった苦悩を抱えていらっしゃる農家さんの気持ちを汲み取って、少しでも現状よりはよくなるように努力はしていきたいという思いがございまして、市町さんのご協力いただけないかと考えてございます。補償の話も、実際の意向確認の中で幾つか出てございました。当然これまでの損害は、東京電力に請求することになりますが、まだ十分賄われてないところももしかしたらおありなのかもしれません。そういったお困りの点があれば、われわれも個別にお伺いして検討してまいりたいと思います。あと今回ご提案している減容化、集約化ですけれども、それができた場合には国のほうでその借地料をお支払いできるような形も考えていきたいと思っておりますので、そういった前向きなところもご検討いただければありがたいなと思っております。それから、実際集約化するとなると、地元のご理解というのが大変だろうというのは誠にごもっともだと思います。いくら安全、濃度が低いといっても、なかなか理解するのは難しいというのは我々も経験上承知してございます。ただ、このままの状況を放置していると、シートで覆っているだけで、例えば竜巻が来たりすれば非常に不安なところもございまして、長期管理施設の整備のめどが立っていない現状においては、ある程度まとめられるところはまとめてしっかりコンクリートなりで保管強化すると。そういったところが県全体、町全体では安心につながるのかなと思っております。まずは検討に着手したいということで、このスタートを切るところについてぜひ町長のご理解いただけるとありがたいと思っております。

那須町長：よろしいですか。ただ今申し上げましたけれども、私どもも実は大変驚いているのは、一度飛灰を受け入れた地域というのはそれなりの地域振興策ということで、ある程度例えば地元の公民館を補修して改修してやったりいろいろしたんです。それにもかかわらず、今度指定廃棄物の 1 カ所集約のときに協力していただけないかということで打診をしたところ猛反対ということになりますと、やはりもう 1 回指定廃棄物を 1 カ所、もしくは数カ所にまとめるのは大変なんだろうというふうに今実感しているところであります。先ほど申し上げましたように、随分時間が経ちましたから、那須町全体でも放射能に対しては落ち着きを取り戻したというところなんです。那須町は福島県と違う、那須町のある場所に行きますと、福島県のそういった指定廃棄物とか除染発生土壌が山と積んであるところが見えるんです。それくらい、それは全部野積みで袋に入れて置いてあるんですが、そういうのを承知しながらも、那須町ではどこか 1 カ所という、やはり大反対をされるということになりますから、やはり慎重にしなければ、またこの問題が大きな混乱につながりかねないということがございますので。例えば先ほどご提案がありましたような、コンクリートブロックであるとかそういったものを各農家に、例えば交渉して、小さなものでいいわけですから、そこに置かせてもらって、そこで補償をするということになれば、農家の皆さんもご納得するのではないかな。これをまた 1 カ所ということでもまとめるということになりますと、それまで関係のない人たちが一気に反対に回るというようなことになりまして、今落ち着いているものがまた大混乱になるというようなこともありますので、そんなことはどうなのかなというふうにも思っているわけでありまして。

井林政務官：ありがとうございます。これは、もう一度ご説明を差し上げて。

熊倉計画官：地域振興策のお話がありました。その点について付言いたしますと、環境省のほうでも地域振興費 50 億円というのを毎年計上してございますが、これはもともと長期管理施設の整備のために計上したものですけれども、現在広域的に焼却とか埋め立て処分する場合にも使えるようにしてございます。ただ、今回集約というお話をご提案していますが、一市町の中でご検討いただくことになりますので、もしそういったご要望があれば、この地域振興費も柔軟に運用できるように今後検討していきたいと思っております。何しろ地元の方がどのような形でご理解いただけるかはいろいろ当たってみないと分からないところがございます。ぜひ検討のスタートラインとして、いろいろ打診をしてみるというところにご協力いただけないかと、ここをお願いしたいと思っております。

井林政務官：他にもご意見ありそうな市長町長がいらっしゃいますので、そうしましたら君

島市長。

那須塩原市長：那須塩原市でございます。先ほどお話が、ご提案がございました、保管農家の負担軽減策、これについては私どものほうでもやはり 6 年間にわたり保管をいただいている状況が続いているわけですから、何とかこの軽減策を取りたいというのは当然のこととと思っている状況でございます。しかしながらご提案がございました減容化、焼却、あるいは乾燥圧縮、そういった方法が、ご提示があったわけですが、各市町においていろいろやはり条件があるんです。焼却施設を持っているところ、それからないところ、そういったものもございますし、そういったものを踏まえた形でいけば国が一元的な形でどうだろうかというのはなかなか難しいのではないかとこのように思います。基本的には、最終的に国が責任をもって処理をしていただくというものが 1 つ、また確認ができたわけでございますけれども、私ども那須塩原市といたしましては、われわれ独自でということではなくて、隣接をしております市町と歩調を合わせながら、この協議に応じていければと考えているところでございます。われわれ単独で動くというわけにもまいりませんので、広域的な形で取り組んでいる部分もございまして、そういった中で意見を合わせながら、これからも対応を図っていければと思っております。

井林政務官：ありがとうございます。これはあらためてということではないと思っておりますので、他にご意見のある市長町長さんはいらっしゃいますでしょうか。それでは福島町長。

那珂川町長：こんばんは。那珂川町でございます。私はこの会合でいつも申し上げていることとございますが、いったん指定廃棄物としてしまったもの、色を付けてしまったものは再測定して、いくら線量が下がったといってもあくまで国の責任で処理すべき。これが私のずっと初めからの持論でございます。その点から申し上げますと、最初の四角の中、資料 2 の四角の中ですけれども、2 行目、国が長期管理施設を県内 1 カ所に整備する方針は堅持する。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。最終的というのは私はあまり好きな言葉じゃなくて、初めから国が責任をもってやるというふうに考えております。それと、国が、線量が下がっても国の責任でやる。それは一番下の※印なんですけれども、個人保管以外の指定廃棄物についても長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期すとともに、基準値以下となったものは指定解除して通常の廃棄物として処理する等、保管量の減量化に努める。この部分は言語道断で、私は反対でございます。あくまで通常の廃棄物として処理するのではなく、いったん色の付いてしまったもの、これは元廃棄物、指定廃棄物とか、そういう色を付けた廃棄物として国の責任で処理すべき、このような考えでございます。それと、高久町長、君島市長もおっしゃっておりますが、各市町どこかに集約する、

これはこの廃棄物を現在一時保管していらっしゃる方の心情を考えたら、とてもできる話ではない、こんなふうには思っております。特に私の町は、移動は難しい、このように考えております。

井林政務官：ありがとうございます。今のところについて。

熊倉計画官：ご指摘ありがとうございます。幾つかご指摘ございましたけれども、前後しますが、一番最後の※印の指定解除のお話は、昨年度ご提案したとき以来、町長からご指摘いただいていると思います。この制度、保管者、それから処理責任者である市町村等の協議、ご了解の上で実施する解除でございます、当然了解がなく、かつその処理先のめどがない中で解除して処理するようなことはございません。あくまで処理先のめどが立って、できるものに限って行うというものでありますので、そこは何か国が強行して一方的にやるということはないものでございます。また、解除しなければ指定廃棄物のままでございますので、最終的にはというものはもとより、中間的にも今回お話しています減容化なり集約化というのも指定廃棄物のまま、国の責任ということで実施をしていくということになります。ただその際に、地元市町のご協力は不可欠ですので、ぜひ一緒に検討させていただけないかというご提案を今回申し上げてございます。

井林政務官：福島町長、よろしいですか。

那珂川町長：今回は農業系の廃棄物ということでございますが、その間に別の工業系とかございます。農業系を各市町、あるいは県が関わって処理するということになると、肝心の工業系のもの、この処理についても各市町、あるいは県が関わっていかなければいけない、このようなことに発展するのではないかと。そういう危惧をいたしております。そうすると、あくまで国の責任で場所も選定して処理する、これが崩されていくのではないかと、こんな危惧をさせていただきます。

熊倉計画官：もとより国の責任を放棄して県とか市町村に処理責任を押し付けるようなことは全く考えてございません。今回のご提案は、集約をする、しないも含めて、どのように農業系を処理なり扱いをしていったらいいか、市町のご意向をよく伺いして、提案もよくお聞きしながら、国として決めて、国としてその処理責任を果たしていくと、そういう考え方でございます。当然ご地元の事情で、保管農家の数も少ないし、移動する場所もめども立たないということで、しばらくはこの状況を維持するというご判断があれば、それはそれでそのご意向は尊重したいと考えてございます。

井林政務官：よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしい

ですか。では知事のほうから。

福田知事：今各市長町長から様々な課題について発言がありました。思いはごもつともだろうというふうに思います。ただ、九州で今大水害が発生して、多くの犠牲者が出ています。一昨年の関東・東北豪雨での特別警報、それから線状降水帯と、こういう言葉もあらためて聞きました。いつどこで災害が発生するか分からないという状況の中で、124名の保管する一時保管場所が、大水害が起きたときに流出の懸念はないのかと。万が一そういう事態が起きたときには何をやっていたのと。行政は何もしていなかったでしょうという指摘を受ける可能性が大いにあります。市町ごとに個別の事情がありますので、同じ速度で進んでほしいと、これが理想ですけれども、それはなかなかかなわないかもかもしれません。でも、できるところから環境省の提案を受け入れて、できるかどうかです。環境省の提案が受け入れられるかどうか、できるかどうかということ各市町でも検討してもらった上で、その上で、俺んところはしばらく置いてもらって結構だよと、そういうところがあれば、それはそれで自己管理をしてもらう必要がありますけど、それでもなおかつ災害の際の川の流れなどが変わって流出する危険のあるところは、やはり早い時期にどこかに、高台のところより危険の少ないところに、リスクの少ないところに集約保管をしていくという選択はやはり考えていくべきではないかというふうに私は思っております。何が何でも環境省の言うとおりにやってほしいと、それは申し上げられませんが、しかし今日おいでをいただきました各市長町長のところで、できることをまず取り組んでみるということも考えていく必要があるのではないかと。議論をお聞きしますと当然そういう懸念があるのは当たり前だと思います。心配する声があるのは当たり前だと思います。しかしその中でもやってみることができるかどうか検討してもらうことが、今は必要なんではないかというふうに思っております、あえて余計なことを申し上げました。

井林政務官：ありがとうございます。今の福田知事のご発言を踏まえまして、市長町長の皆様方、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。では高久町長。

那須町長：今回新たな保管方法、農家の負担を軽減するためというようなことで、一時保管をするというようなことで新たな提案をされているわけですが、分散保管というものについては、私は早い時期から申し上げていました、実は。一番先に私が、最終処分場というのはほとんど不可能に近いんで、各市町で分散保管をすべきだろうということを申し上げておりました。そういったことで申し上げていましたので、そのことについては私も理解をしております。危険性を解除する。危険性をできるだけ少なくするというのであれば、那須町で先ほど申し上げましたようなコンクリートブロックというもので強固なものに納めて保管をすれば、これは相当軽減されるんだろうとい

うふうに思っているんです。ところが先ほど言いましたように、これまで指定廃棄物に縁のなかった町民は、その指定廃棄物が身近に来るということになれば、大きな迷惑な話になるというようなことで、新たな物議をかもしかねないということになりまして、今最終処分場は暗礁に乗り上げているということになりますと、ややもすると町民の誰しもが一時保管が最終処分になるのではないかというふうに思っているんです。そういったことも含めて抵抗が強いというふうに思うんです。その中で私はさっき言いましたように、分散保管しかないというふうに思っておりますけれども、町内でこれだけ落ち着いてきたところをまた集約するということになると、大変な混乱が起きるといことになりますので、各農家さんに強固なコンクリートブロックというものを同意を得て、一番目立たないようなところの所有地に、それを補償費を補償して最終処分場ができるまでそこにに入れてもらう。これが農家の皆さんは自分で出たものだから、それなら仕方ないだろうというようなことになってくるというふうに思いますので、私はそういう方法が今一番実現可能な方法ではないかなというふうに思っています。

福田知事：今の高久さんのご意見は、役所の用意するところではなくて、農家の犠牲的精神を発揮してくれる一部のところに何軒かの分を集約するという、そういうことなんですか。

那須町長：それも1つだと思いますけれども、各農家が今保管をしておりますから、その各農家に、量的に一つ一つを見れば驚くような量はありませんから、私どもは60カ所回って三千何百トンもあるわけですがけれども、それでも各農家にそういった補償費を含めて交渉すれば、そういった農家の皆さんも同意する可能性はあるというふうに私は思っているんです。

福田知事：というと、53の農家のおのおの、今のような考え方で強化をして保管を続けてもらうという。

那須町長：またはそういうところに交渉していただいて、それでどうしても駄目だということになれば、これは行政側がまた新たなところを見つけるということになるろうかと思っておりますけれども、最初から行政が先頭になって新たなところを見つけるというのは、先ほど言いましたように大変厳しいものがあるというふうに、私どもは実感として感じております。

井林政務官：事務方からその説明を。

熊倉計画官：ご指摘ありがとうございます。集約のお話を差し上げていますが、具体的な場所探しについて、非常に難航が予想されるというのはごもっともだと思います。今すぐひょいと見つかるものではないと思います。その道筋はいろいろ時間もかかるでしょうし複数あると思いますので、ぜひそこも含めてご相談できればと思っています。ただ1点、今回保管農家の意向調査を行った結果、皆さんおっしゃっているのはこの場所から早く持って行ってほしいということでございまして、この場所で何かコンクリート構造物ができて、その敷地の中に置いてあるという状況は望んではいられないというふうに感じております。そういう意味で、必ずしも1カ所ではなくていいと思いますけれども、少しでも今の敷地からなくなるような形の形態というのは考えられないのか。そこはご地元のお話を聞かないと分からないところはございますけれども、そういったところを模索していきたいと考えてございます。

那須町長：もちろんそういった農家の皆さん等は分かるんですけれども、ただ、今農家の方々が保管している場所以上に、その各農家さんが、支障のない土地というものを各農家さんがお持ちだということもありますので、そういうところに簡単に言えば迷惑のかからない目立たないところに移動するというのも、これは可能だというふうに思っています。そういったことも各農家さんにまず意向を聞いて、その上でやらないと。市町で1カ所もしくは数カ所に集約するというのに数年かかるということになりますと、福田知事のおっしゃられたようなその間の災害が起きたらどうするんだということの解決にはなりませんので、一刻も早く私はそういった強固なものに収納すべきだというふうに思っていますから、それを実現できるのは、一番早いのは各農家さんに補償費を含めて交渉するというところだろうというふうに思っています。

井林政務官：分かりました。様々なご議論があるかとは思いますが、ここで皆様方のご議論を踏まえまして、伊藤副大臣のほうからご発言を申し上げたいというふうに思います。

伊藤副大臣：ただ今各市町の皆様方からもいろいろとご心配をいただく声を頂きました。いろんな方法もそれぞれの町長さん、そしてまた市長様からも頂いたところでございます。私どもといたしましては、ご懸念を十分受け止めさせていただきたいと思っておりますけれども、環境省といたしましては、できれば本日お示しをした方針に基づいてまいりまして、栃木県の指定廃棄物の処理が1歩でも進めていくことができれば大変ありがたいというふうに考えております。ただ、丁寧なお話をさせていただいていくということが今少し必要だということも痛感をさせていただいたところでございまして、今後につきましては各市町と個別にきちんとご相談をさせていただいてまいりたいというふうに思っております。もとより、栃木県の指定廃棄物の量が、一時保管場所はあまりに

も多く、特に個人の農家の方々のご負担が大きいということにつきましても、那須町の町長さんからのご懸念も含めて、現状大変厳しいことになっているということもよく承知をしたところでございます。本日も市町長の皆さんからのこうした切実なお話を頂きまして、特に保管量の多い市町村につきましても、どのように安心をもってこの処置を進めていくことができるかということについてももう少し議論を深めさせていただき、引き続き課題解決のために皆様とのご理解を深めていくことをさせていただきたいというふうに思った次第でございます。大変この6年余時間が経過を致しておりまして、事態が延びてまいりますことにも皆さんのご不安があらうかと思えます。また知事をはじめ、県の皆様方におかれましても、大変配慮の深いお話をさせていただきましたことにも深く感謝を申し上げて、引き続きまとめてまいるための努力をさせていただくことを、私からのご提言と申し上げておきたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

井林政務官：それでは続きまして、福田知事からのご発言を頂きたいと思えます。

福田知事：農家 124 軒からのアンケートの結果をもって、今日初めて環境省から対応方針案についてのご説明がありました。ここで全会一致でというのはあまりにも早計な話かもしれませんので、様々なご意見が出たことはよかったというふうに思っております。今後農家の皆さんの中でも、場所さえ動けばしばらく置いといてもいいんだよと、こういう人もいるのではないかというお話もありましたので、それらについては個別の対応の中で、環境省には農家の皆さんの考え方をあらためて聞き取ってもらえればありがたいなというふうに思っております。さらに各市長、町長との意見交換を個別にしながら、集約についての理解が得られそうな自治体があれば、それはそれで進めていってもらおう努力もお願いしたいというふうに思います。しかしこれはあくまでも一時保管の話でございまして、最終的には長期管理施設の設置が必要だということでございます。そうでなければ、どこに集約をしようが全ての地域で同じような事態になってしまいます。その基本方針は冒頭で副大臣がおっしゃいましたように、長期管理施設は必要なんです。そのために努力をしますというお話がありましたので、それを前提とした上で農家の負担軽減についてどうやったら可能になるのか、また災害リスクからどう回避できるかということも含めて、環境省には個別の各自治体との調整ならびに農家の皆さんとの意見交換をしてもらい、これらを経て、あらためてこのような場が必要になれば、副大臣には会議を持ってもらいたいとお願いを申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。

井林政務官：ありがとうございました。本日はお忙しい中、栃木県の指定廃棄物の保管農家や、市町長の皆様方、そして福田知事にご出席されたことを感謝申し上げたいと思いま

す。ここで時間がまいりましたので、栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議を終了させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

熊倉計画官：事務局よりマスコミの方々にご連絡いたします。副大臣、政務官の会見、この後この会場の後方にて行いますので、記者の方ご準備のほどよろしく願いいたします。あとその会見の後、私残りまして事務的なご質問あれば引き続きお受けしていますのでよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。